

政令番号178 1,2-ジクロロプロパン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	7.2E+3			7,160.0	1.5E+2	1.8E+5	180,150.0	187,310.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	1.3E+3	7.9E+0		1,297.9		9.2E+3	9,150.0	10,447.9
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	3.2E+0			3.2				3.2
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	8.1E+1	1.2E+2		201.0				201.0
34	広島県								
35	山口県	4.1E+2			410.0		1.5E+5	150,000.0	150,410.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	3.0E+0			3.0		4.0E+5	400,000.0	400,003.0
39	高知県								
40	福岡県						1.4E+4	14,000.0	14,000.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		8.9E+3	1.3E+2		9,075.1	1.5E+2	7.5E+5	753,300.0	762,375.1

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。